

規格番号	JIS G 3311
規格名称	みがき特殊帯鋼
担当主査名	楠野 春彦
<p>1. 改正の背景・目的</p> <p>この規格は、1952年に制定され、その後、6回の改正を経て、現在に至っている。最近の改正は2016年である。今回、定期見直しに際し、①JIS Z 8301（規格票の様式及び作成方法）の改正内容との整合、②他の薄板規格との整合、及び③製造の実態及び市場の実態との整合を改正方針とし、改正案を作成した。</p> <p>2. 改正ポイント</p> <p>1) 用語及び定義：JIS Z 8301の改正内容に整合させ、“用語及び定義”の箇条を追加し、用語「みがき特殊帯鋼」を定義した。（箇条 3の追加）</p> <p>2) 脱炭層深さ：①旧規格では、「脱炭」を規定していたが、この規格では、測定する「脱炭層深さ」を直接規定することとした。②注文者からの指定により、脱炭層深さを測定する場合、定量的に合否を判定する必要があるため、「脱炭層深さの評価基準は、必要な場合、受渡当事者間の協定による。」ことを規定した。（8.2の改正）</p> <p>3) 適用厚さの下限：製造実態を確認し、この規格の適用厚さの下限を、0.010mmと規定した。（表 8の改正）</p> <p>4) 脱炭層深さの測定：旧規格では、「受渡当事者間の協定によって、脱炭層深さの測定を省略してもよい。」と規定していたが、近年の製造技術の進歩により、使用上有害な脱炭層深さが認められることは、ほとんど皆無であることから、この規格では、「脱炭層深さの測定は、省略してもよい²⁾。ただし、特に注文者の指定がある場合には、測定しなければならない。注²⁾ 脱炭層深さの測定は、製造業者の判断によって省略してもよいが、使用上有害な脱炭層深さがあってはならないことを意味する。」と規定した。</p> <p>5) 注文時の確認事項：旧規格では、注文時の確認事項について、規定がなかった。他の薄板規格のほとんどに規定があり、規格構成上、必要な規定と判断されたため、規格に規定されている品質事項について、注文時に確認することが望ましい内容を新箇条として追加した。（箇条 15の追加）</p>	
<p>日本産業標準調査会：「産業標準案等審議・審査ガイドライン」に適合しているか否かの評価</p> <p>「国家標準とすることの妥当性の判断基準」</p> <p>1. 産業標準化の利点があると認める場合の項目(裏面参照)：ア、イ、エ</p> <p>2. 産業標準化の欠点があると認める場合の項目(裏面参照)に該当しないことの確認 確認 未確認</p> <p>「国が主体的に取り組む分野の判断基準」及び「市場適合性に関する判断基準」</p> <p>3. 国が主体的に取り組む分野に該当している 又は 市場適合性を有している</p> <p>4. 国が主体的に取り組む分野に該当する場合の項目(裏面参照)：1</p> <p>5. 市場適合性を有している場合の項目(裏面参照)：</p>	

1. 産業標準化の利点があると認める場合
ア. 品質の改善若しくは明確化、生産性の向上又は産業の合理化に寄与する。
イ. 取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化に寄与する。
ウ. 相互理解の促進、互換性の確保に寄与する。
エ. 効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与する。
オ. 技術の普及発達又は国際産業競争力強化に寄与する。
カ. 消費者保護、環境保全、安全確保、高齢者福祉その他社会的ニーズの充足に寄与する。
キ. 国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。
ク. 中小企業の振興に寄与する。
ケ. 基準認証分野等における規制緩和の推進に寄与する。
コ. その他、部会又は専門委員会が認める工業標準化の利点
2. 産業標準化の欠点があると認める場合
ア. 著しく用途が限定されるもの又は著しく限られた関係者間で生産若しくは取引されるものに係るものである。
イ. 技術の陳腐化、代替技術の開発、需要構造の変化等によってその利用が縮小しているか、又はその縮小が見込まれる。
ウ. 標準化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいない。また、含んでいる場合であっても、その規定内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていない。
エ. 当該案の内容及び既存のJISとの間で著しい重複又は矛盾がある。
オ. 対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていない。
カ. 対応する国際規格が存在しない場合、当該JISの制定又は改正の輸入への悪影響について、適切な考慮が行われていない。
キ. 原案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得ることが明らかに困難である。
ク. 原案が海外規格 (ISO及びIECが制定した国際規格を除く) その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整が行われていない。
ケ. 技術が未成熟等の理由で、JISとすることが新たな技術開発を著しく阻害する恐れがある。
コ. 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていない。
サ. 工業標準化法の趣旨に反すると認められるとき。
4. 国が主体的に取り組む分野に該当する場合
1. 基礎的・基盤的な分野
2. 消費者保護の観点から必要な分野
3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格
4. 国の関与する標準化戦略等に基づき国際規格提案を目的としている規格
5. 市場適合性を有している場合
1. 国際標準を JIS 化するなどの場合
2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想される場合
3. 民間における第三者認証制度に活用されることが明らかな場合
4. 各グループ [生産者等及び使用・消費者又はグループを特定しにくい JIS (単位、用語、製図、基本的試験方法等) にあつては中立者] の利便性の向上が図られる場合